令和　　年　　月　　日

解体業・破砕業　事前計画書

東　京　都　知　事　　殿

※申請者※

郵便番号

住　　所

氏名・名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

|  |  |
| --- | --- |
| 業の区分 | 解体業　　　　破砕業（プレス、せん断、破砕） |
| 申請の区分 | 新規許可　　　　更新許可　　　　変更許可変更届 |
| 事業所等の所在地　※ | （事業所の所在地） |
| （事業所以外での保管場所の所在地） |
| 所在地の用途地域 |  |
| 引取る使用済自動車等 | （解体業）：使用済自動車　　　解体自動車（破砕業）：解体自動車　　　　その他（　　　　　　　） |
| 担当者 |  |

※　施設が複数の所在地に存在する場合、所在地ごとに事前計画書を作成してください。

共通様式１

**■ 事業概要等**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業概要 |  |
| 主な引取先* 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。
 | (名　称)　 |
| (所在地)　　  |
| (名　称)　 |
| (所在地)　  |
| 主な引渡し先* 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。
 | (名　称)  |
| (所在地) |
| (名　称)　  |
| (所在地)　 |
| 名称廃棄物の種類と処分先 (廃棄物の種類例)◇　解体業鉛蓄電池,タイヤ,廃油,廃液,蛍光管,廃車ガラ, 廃部品等（◇ 破砕業解体自動車（全部利用者引渡し）、ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾀﾞｽﾄ 等 | 廃棄物の種類 | 名　称 |
| 所在地 |
|  | （名　称）　 |
| （所在地）　 |
|  | （名　称）　 |
| （所在地） |
|  | （名　称）　 |
| （所在地）　 |
|  | （名　称） |
| （所在地） |
|  |  |
|  |

備考：本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

共通様式２

**■ 事業所位置（施設の案内図・用途地域に関する図面）**

|  |
| --- |
| 【**施設の案内図・用途地域図**】 |

共通様式３

**■ 事業所周辺図**

【施設の周辺図】

共通様式４

■ 処理フロー

共通様式５

**■ 施設配置（事業所内施設配置図）**

※　施設周囲の囲いを赤、排水系統を水色、建屋の屋根の周囲を黄色等で着色してください。

共通様式６

**■ 公害等の防止に関する説明書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 公害等の発生するおそれのある場所及び作業 | 対策概要 |
| 場所 | 作業概要 |
| 粉じん |  |  |  |
| 悪臭 |  |  |  |
| 振動 |  |  |  |
| 騒音 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

備考：・公害等の発生防止対策を講じている場合、その場所、対策概要等を記載して下さい。

・図面、写真等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

添付書類

標準作業書の記載事項　※

|  |  |
| --- | --- |
| （１）使用済自動車及び解体自動車の保管の方法 |  |
| （２）廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 |  |
| （３）使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む） |  |
| （４）油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る）。 |  |
| （５）使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く）の処理の方法。 |  |
| （６）使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法 |  |
| （７）使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法 |  |
| （８）解体業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
| （９）火災予防上の措置 |  |

※　標準作業書が既に作成されている場合は、その全文の写しを添付することでこの書類に替えることができます。

添付書類

関係法令についての書類

次に掲げる部署の受理印の入った申請書等の写し（手続が不要であった場合、又は手続が完了していない場合は、担当部署・担当者・協議経過を説明する議事録）を添付してください。

１　東京都環境確保条例に関する書類

　・施設を建設する場所を所管する、区・市の環境担当部署

２　都市計画法、建築基準法に関する書類

　・東京都都市整備局、区・市の建築担当部署

３　消防法に関する書類

　・施設を建設する場所を所管する消防署

４　排水設備工事の計画に関する書類

　・施設を建設する場所を所管する東京都下水道局管理事務所

５　その他事業実施に必要となる法令に係る手続に関する書類

本法の手続を終えただけでは、施設の建設や事業の営業は出来ません。

施設の建設・事業の営業にあたっては、必ず関係する他法令の許認可に係る手続を行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| ■　施設の許可基準への対応状況(解体業)　　一覧表 | 様式－解０① |
| 施設の区別 | 有無 | 所在地 | 用途地域 | 敷地面積 |
| 事業所 | 解体作業場 | 有 | 　 | 　 | 　 |
| 保管場所等 | 有・無 |
| 事業所以外の保管場所等 | 有・無 | 　 | 　 | 　 |
|  |
| 施設の種類 | 施設の有無 | 設備の要件 | 設　備 | 仕様 | 変更の有無 | 詳細 |
| 保管場所（使用済自動車及び解体自動車） | 解体作業場以外に有・無 | ｲ | 囲い | □ネットフェンス　□鋼板　□ブロック塀□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 高さ　　　　ｍ施錠　可・不可 |  | 様式－解１ |
| 範囲の明示 | □カラーコーンの設置　□ラインの敷設□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 面積・保管高さ（　　　㎡　　　ｍ） |  | 様式－解１ |
| 保管場所（使用済自動車で廃油の流出するおそれのあるもの） | 解体作業場以外に有・無 | ﾛ(1) | 床面 | □鉄筋コンクリート□無筋コンクリート　+　鉄板□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ｺﾝｸﾘｰﾄ厚　　　cm鉄板厚　　　cm　　 |  | 様式－解２ |
| ﾛ(2) | 油水分離装置 | □油水分離装置　・当該場所からの汚水、雨水を対象　・事業所全体からの雨水を対象□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 容量　　m3　　槽 |  | 様式－解２ |
| 燃料抜取り場所 | 解体作業場以外に有・無 | ﾊ(1) | 床面 | □鉄筋コンクリート□無筋コンクリート+鉄板□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ｺﾝｸﾘｰﾄ厚　　　cm鉄板厚　　　cm　　 |  | 様式－解３ |
| ﾊ(2) | ためます | □ためます□油水分離装置　・当該場所からの汚水を対象　・事業所全体からの汚水、雨水を対象□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 容量　　m3　　槽 |  | 様式－解３ |
| 解体作業場 | 有・無 | ﾆ(1) | 廃油回収装置 | □回収装置□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 型式 |  | 様式－解４①） |
| ﾆ(2) | 床面 | □鉄筋コンクリート□無筋コンクリート+鉄板□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ｺﾝｸﾘｰﾄ厚　　　cm鉄板厚　　　cm　　 |  | 様式－解４① |
| ﾆ(3) | 油水分離装置 | □油水分離装置　・当該場所からの汚水を対象　・事業所全体からの汚水、雨水を対象□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 容量　　m3　　槽 |  | 様式－解４② |
| ﾆ(4) | 屋根・覆い等 | □屋根　　□覆い□油水分離装置（屋根がない場合）　・当該場所からの雨水を対象　・事業所全体からの雨水を対象 | 屋根・覆い　（　　　　　　　　）油水分離（容量　　m3　　槽） |  | 様式－解４③ |
| 保管場所（取外した部品で廃油の流出するおそれのあるもの） | 解体作業場以外に有・無 | ﾎ(1) | 床面 | □鉄筋コンクリート□無筋コンクリート+鉄板□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ｺﾝｸﾘｰﾄ厚　　　cm鉄板厚　　　cm　　 |  | 様式－解５ |
| ﾎ(2) | 屋根・覆い等 | □屋根　　□覆い□油水分離装置（屋根がない場合）　・当該場所からの雨水を対象　・事業所全体からの雨水を対象 | 屋根・覆い　（　　　　　　　　）油水分離（容量　　m3　槽） |  | 様式－解５ |
| ※　該当する施設が複数ある場合、欄を増やして全ての施設について記入してください。なお、施設が複数の敷地にまたがっている場合、敷地ごとに事前計画を作成してください。※　施設の有無の欄は該当する施設がある場合に有を、ない場合に無を記入してください。「有」の場合のみご記入下さい。※　変更の有無の欄は、更新許可において前回（5年前）の許可以降に施設に変更がある場合に「変更あり」を、変更がない場合は「変更無」を記入してください。「変更無」の場合は、該当する詳細の様式を省略することができます。※　対応、仕様の欄は、該当する対応内容に■印を付け、仕様を記入してください。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式－解０②

■ 施設の写真撮影箇所

施設の配置図に、矢印で写真撮影箇所を示して下さい。

Ａ～Ｄ：施設周辺の写真。

Ａ：正面全景、Ｂ～Ｄ：施設周囲

　①～　：施設内の設備の写真

更新許可等の場合で、既に施設が完成している場合は、各設備の写真を撮影してください（①看板（許可標識）、②出入口、様式－解０で「施設の有無」の欄で「あり」とした施設について撮影してください。③、④、⑤・・・保管場所、解体作業場、排水施設・・・など）。

様式－解０③

■ 施設の写真

|  |
| --- |
| 写真Ａ：正面全景写真Ｂ：施設周辺 |

様式－解０④

■ 施設の写真

写真Ｃ：施設周辺

写真Ｄ：施設周辺

様式－解０⑤

■ 施設の写真

写真①：看板（許可標識）

写真②：出入り口

様式－解０⑥

■ 施設の写真

③～　施設内の設備について撮影してください。

　　　様式－解１

**■ 施設許可基準への対応状況（解体業）**

保管施設（使用済自動車及び解体自動車）

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準（規則第57条第1号のイ関係）〔概要〕 | 解体作業場以外の場所で使用済自動車または解体自動車を保管する場合、みだりに人が入るのを防止することができる囲いが当該場所に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること |
| 具体的対策 | * 解体作業場以外の場所で保管する場合に、記入してください。
 |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－解２­

**■ 施設許可基準への対応状況（解体業）**

保管施設（廃油、廃液が漏出するおそれがある使用済自動車）

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準（規則第57条第1号のロ関係）〔概要〕 | 解体作業場以外の場所で廃油、廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (2)廃油の事業所からの流出防止のため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。 |
| 具体的対策 | * 解体作業場以外の場所で保管する場合に、記入してください。
 |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－解３

**■ 施設許可基準への対応状況（解体業）**

燃　料　抜　取　場　所

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準（規則第57条第1号のハ関係）〔概要〕 | 解体作業場以外の場所で廃油（自動車の燃料に限る。）を回収する場合、当該場所が次に掲げる要件を満たすこと。(1)廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。(2)廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。 |
| 具体的対策 | ※ 解体作業場以外の場所で燃料を抜取る場合に記入してください。 |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－解４

**■ 施設許可基準への対応状況（解体業）**

解　体　作　業　場　(１／３)

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準（規則第57条第1号のニ関係）〔概要〕 | 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。1. 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。）及び廃液を回収できる装置を有すること。
2. 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
 |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－解４

**■ 施設許可基準への対応状況（解体業）**

解　体　作　業　場　(２／３)

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準（規則第57条第1号のニ関係）〔概要〕 | 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。(3)廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続する排水溝が設けられていること。 |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－解４

**■ 施設許可基準への対応状況（解体業）**

解　体　作　業　場　(３／３)

|  |  |
| --- | --- |
| **許可基準**（規則第57条第1号のニ関係）〔概要〕 | 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。(4)雨水等による廃油、廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。 |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－解５

■ 施設許可基準への対応状況（解体業）

保管施設（取外した部品）

|  |  |
| --- | --- |
| **許可基準**（規則第57条第1号のホ関係）〔概要〕 | 解体作業場以外の場所で、使用済自動車、解体自動車から分離した部品のうち廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合、当該場所が次に掲げる要件を満たすこと。(1)廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。(2)雨水等による廃油、廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。 |
| **具体的対策** | ※解体作業場以外の場所で保管する場合に、記入してください。 |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。